

広島県告示第七百二十二号

平成十七年広島県告示第四百十二号（土砂災害警戒区域等の指定）及び平成三十年広島県告示第四百一号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 土砂災害特別警戒区域の名称

梶屋谷（五六二四―三）、大塚（二一五―一）、大塚（二一五）、寺谷（五六二―一）

一）、寺谷（五六二―二）、寺谷（五六二）、大塚川支川（六一五一隣二）

二 開発区域の名称及び所在地

1 名称

梶屋谷（五六二四―三）、大塚（二一五―一）、大塚（二一五）、寺谷（五六二―一）

一）、寺谷（五六二―二）、寺谷（五六二）、大塚川支川（六一五一隣二）

2 所在地

広島県広島市安佐南区大塚西一丁目

三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

1 住所

広島県広島市安佐南区大塚西一丁目一四番三三号

2 氏名

広島市大塚中央土地区画整理組合

四 特定開発行為検査済証交付年月日

令和五年三月二十九日